

『日本国憲法を口語訳してみたら』—塚田薫—に見る 若年層の「話しことば」文体

小林 美恵子

要 旨

日本国憲法口語訳の「話しことば」文体について分析・記述する。口語訳には、「国民」を「俺」とし、「お前」の呼びかけを用いること、文末に「命令」「禁止」「依頼」「許可」「勧誘」など訴え型の述語形式が使われ、「よ」「ね」「な」「ぜ」などの終助詞が多用されていることなど、憲法原文にはない特徴が見られる。これらは、20代男性の訳者（話者）の立場から、同年代以下の親しい友人などを相手として想定した「話しことば」文体で書かれていることによる。それは憲法に対する親しみを喚起しているが、同時に口語訳されることによる解釈の制約や限界もある。

キーワード：日本国憲法、「話しことば」文体、人称詞、文末述語、終助詞

1. はじめに

『日本国憲法を口語訳してみたら』は、愛知大学法学部学生であった塚田薫によって、インターネットに投稿された憲法の「口語訳」として評判になり、彼の指導教授・長峯信彦の指導・監修を得て、2013年幻冬舎から単行本として出版されベストセラーになった。さらに改訂を経て2017年4月に『増量 日本国憲法を口語訳してみたら』として幻冬舎文庫になったものである。

単行本出版当時24歳の男性が訳したこの「日本国憲法」は、あたかもその年代の青年が親しい友人などに向かってしゃべっているかのように書かれており、「です・ます」体の文は1文もない。その文体は単に「口語」というよりは「ため口」文体、あるいは「話しことば」文体とでも言うべきものである。このような文体によって憲法が訳されたこと自体は、法律文になじみにくい一般人に憲法への親しみをもたらしたという意味において、意義のあることと考える。実際に私自身もこの2冊を興味深く、楽しく読んだ。

この口語訳の親しみのある語調を、監修者・長峯は単行本の「監修者あとがき」で「塚田調とでもいうべき「味」と評価している。その「味」は具体的にはどのような文法形式にあらわれているのだろうか。本稿ではまずこの点について、憲法原文とも比較しつつ明らかにしていく。これは、若者の「話しことば」文体の特質を明らかにしていくことにもつながっていくと考える。その上で、「話しことば」文体で憲法を翻訳することの制約や限界についても考えてみたい。

なお、本稿では口語訳文については基本的には文庫版に拠り、『口語訳』と略することにする。また、日本国憲法原文の引用についてもこの文庫版に拠り、『憲法』とする。

検討の対象としたのは、『憲法』の前文および全103条の条文とこれに対応する『口語訳』である。ただし、103条中には、下位に項が2項まである条文が21条、3項まで14条、4項まで2条、6項まであるものが1条あるので項数でいうと160項になる⁽¹⁾。これに9文からなる前文を1文=1項として加えた169項を対象とする。『憲法』については、169項中125項は1文で書かれているが、34項が2文、1項のみ3文からなっており、文数でいうと205文ある。『口語訳』のほうは、前文は17文で訳されており、本文は169項中89項が1文、61項が2文、16項が3文、3項が4文で合計271文ある。66文という差があり、同じ内容に『口語訳』は、より文数を費やしていることになる。「話しことば」は「書きことば」より「饒舌」なわけである。

2. 憲法の文体

口語訳憲法の検討に入る前に、『憲法』原文の文体について考えておく。

憲法条文の基本的な構成は提題助詞⁽²⁾「は」によって主題を提示し、これについて説明を加えるという、いわば法律文の定型をなしている。

主題としては大きく「国民（やその一部として権利を享受するもの。『なにびと何人も』を含む）」「公権力者（天皇・公務員・両院議員など）」「公権力機関（国会・裁判所・両院など）」「行為・事象」の4つに区分できる。主題が、述語の補足語（述語に対する主語＝述語の行為主体）と一致していると

言えるものが205文中192文（94%）と、圧倒的だが、残り13文については以下の例のように主題と文末の述語の行為主体が一致しない。第2条（1）^③・第87条（4）のように主題または主語が明確には示されない文も見られる。なお、例文中の条番号に「項」がないものは、「第1項」であることを示す。これは『憲法』の無表記にしたがったものである。また『憲法』については条番号のみ、『口語訳』については「口語訳」と付記した（以下同様である）。

- (1) 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。（第2条）
- (2) 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。（第3条）
- (3) 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。（第93条2項）
- (4) 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。（第87条）

これらを含め、文末の述語に直接にかかる主語が「国民」「公権力者」「公権力機関」などである場合には、これを「主題」に含め以下の表1に数えた。

これを受ける文末の述語は、形態からみると以下の10種類に限られる。①動詞の言い切り及びその「ない」形92例（「基づく」「継承する」「負ふ」「有する」「有しない」「保持しない」「認めない」など。前文に1例「決意した」という過去形を含む）、②動詞受身の言い切り及びその「ない」形23例（ただし、これは「尊重される」「拘束される」各1例以外は「ない」形で出現。「妨げられない」「差別されない」「奪われない」など）、③動詞に「ことができる/できない」を付加して言い切る（可能）28例、④動詞に「なければならない」を付加（当為）26例、⑤動詞に「てはならない」を付加（禁止）10例、⑥名詞に「とする」を付加（「[任期は] ○年とする」「同様とする」「必要とする」など）15例、⑦名詞に「である」「ではない」を付加（「立法機関である」「一部の奉仕者ではない」など）6例、⑧名詞に「となる」を付加（「閉会となる」「法律となる」）3例、⑨動詞に「ことはない」を付加（「失

うことはない」) 1例、⑩動詞に「ところによる」を付加(「決するところによる」) 1例。

以下、表1として『憲法』の「主題」と「文末述語」の出現状況を示す。

表1 『憲法』の「主題」と「文末述語」の出現状況(V = 動詞 N = 名詞)

文末述語 \ 主題	国民	天皇*	公権力者	機関	行為	その他**	合計 (%)
V (終止形)/ない	20	8	11	15	37	1	92 (44.9)
V (ら) れる/ない	16	0	4	1	2	0	23 (11.2)
V ことができる/ない	4	1	3	9	10	1	28 (13.7)
V なければならない	0	0	4	8	14	0	26 (12.7)
V てはならない	1	0	0	1	8	0	10 (4.9)
V とする	0	0	0	0	15	0	15 (7.3)
N である	0	0	1	2	3	0	6 (2.9)
N となる	0	0	0	0	3	0	3 (1.5)
N ことはない	0	0	1	0	0	0	1 (0.5)
V ところによる	0	0	0	0	1	0	1 (0.5)
合計	41	9	24	36	93	2	205

* 「天皇」には「摂政」1を含む

** 「その他」は先に例示した第2条 (1)、第87条 (4) である。

一般的に「V (終止形)/ない」のような述語が大きい割合を占めるのは当然であろうが、表1に見る通り、『憲法』では「受身」「可能」、また「～しなければならない」「～してはならない」のような、いわゆる「当為」のモードも目立つ。これは法律文の特徴と言えよう。なかでも「受身」や「当為」のあらわれ方は主題によって違った傾向を示している。

まず、「受身 ((ら) れる/ない)」は、以下の例のように「国民」を主題とするものに多い。公権力者・機関、行為・事象を主題とするものには比較的少ない。

(5) すべて国民は、個人として尊重される。(第13条)

(6) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第14条)

また、「なければならない」「てはならない」は「国民」を主題とする項にはほとんどあらわれない。「なければならない」は公権力者・機関に目立ち、行為・事象に関してはどちらもよくあらわれている。

(7) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない。(第20条3項)

(8) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。(第25条2項)

などである。ここには憲法に対する、「国民」と「公権力者」「機関」の位置づけがあらわれているようだ。国民に関しては憲法のもたらす結果(恩恵)を受ける立場、公権力者・機関に対しては憲法によって行為を牽制されたり戒められたりする立場として規定されていると考えられる。

なお、『憲法』は前文に

(9) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

とあるように、日本国民が、すべての日本国民、「正当に選挙された代表者」などの公権力者、他国民などを含む不特定多数の人々に対して行った宣言と見ることができる。口語体ではあるが、書きことばとして書かれた文章は特定の読み手を想定しているわけではない。

(10) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない。(第12条)

なども、国民に対しての主張、戒めというよりは、「憲法が保障する自由及び権利」はこういうものだ、と規定し、宣言した文であると言えよう。

これに対して「話しことば」文体で書かれた『口語訳』では、「話しことば」の特質として、聞き手を想定して働きかけるという話法になっている。第12条(10)の該当部分について言えば

(11) この憲法で決めた国民の権利や自由は、俺たち国民が頑張ってきつ

ちり守っていくぜ。でも、権利があるからって横着すんなよ。(第12条口語訳 ルビは原文のママ)

という具合で、権利や自由を守っていくという宣言は「俺たち～っていくぜ」と言えるような相手への語りかけだし、「横着すんなよ」という禁止形も話者と同等以下の親しい、もしくは目下の相手を想定して語りかけたものということになる。これらの語りかけを構成する①話者や対者を特定するような人称詞や②「訴え型」の述語部分(相手のあるコミュニケーションでのみ用いられる「依頼」「命令」「禁止」など)と、さらにそのあとにつく③「ぜ」や「よ」などの終助詞について、以下に検討していく。このほかに、「横着すんなよ」のような音変化(縮約形などを含む)をともなった呼びかけ((11) 下線部分)や、訳者の「感想」の付加(後出(45)(47) 下線部分)なども語りかけを構成する要素となっており、こちらが、むしろこの『口語訳』の魅力をもたらしているようだが、本稿では紙数の都合で適宜触れるにとどめ分析は割愛する。

3. 『口語訳』の人称詞

3.1 「俺たち国民」

表1に見る通り、『憲法』には41例の「国民」を主題にする文がある。「国民は」5例、「日本国民は」4例、「すべて国民は」4例、「何人も」16例、また前文には「われらは」で始まる文が3例ある。他にもすべての国民を指すわけではないが、「住民は」「児童は」「被告人は」「刑事被告人は」「選挙人は」をここに分類した。

「国民は」は『口語訳』では基本的には「俺たちは/が」、「俺たち国民は」などと訳されている。

(12) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。(第11条)

(13) 俺たち国民は、ちゃんと一人の個人として生きていけるんだよ。
(第11条口語訳)

(14) すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(第27条)

(15) 俺たちには働く権利があるし、同時に義務でもあるよ。(第27条口

語訳 「義務でも」は単行本では「義務も」となっている)

といった具合である。『口語訳』では「国民」が単独で主語になった例はなく、必ず「俺たち国民」となっている。

「俺たち」とは訳者である20代の男性「俺」を代表とする複数の人々として「国民」をあらわしており、話者の立場がはっきりとあらわれた言い方であろう。「俺たち」が「国民」に含まれるのは確かだが、「国民」全体が「俺たち」で言いあらわせるのかどうかには疑問がある。実際に訳者は、

(16) 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。(第30条)
を以下のように訳している。

(17) いいか、お前ら、よく聞け。税金は払え。脱税とかセコいことす
んなよ。そこの社長さん、わかってる? (第30条口語訳 傍点マ
マ。なお下線部分は文庫化に際して付け加えられたものである)

訳者自身が訳した時点で納税義務を負わない学生であったから、ということか、この訳のスタンスは「社長さん」はじめ納税義務を負うが「セコいこと」をしかねない「お前ら」を牽制して、一歩外側から呼びかけたものである。「俺たち国民」が納税義務を負うのかどうかについて言及はない。また、

(18) すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に
普通教育を受けさせる義務を負ふ。(第26条2項)

(19) あと、自分の子どもにかぎらないけど、面倒見てる子どもがいたら、ちゃんと中学までは教育を受けさせろよ。(第26条2項口語訳)
も、面倒を見ている子どものいない立場から、子どもを持つ人への命令となっており、「すべて国民」の中に話者は含まれていないかのようだ。これらは、「国民」を「俺たち」で代表させることの齟齬が露呈したものとも言えよう。

3.2 「お前」

『憲法』本文にはもちろん対称代名詞による呼びかけはない。しかし『口語訳』では先にあげた第30条(17)を含め6項9例の「お前」が見られる。

(20) いいことやったヤツはほめるけど、それはお前が偉いってことじゃ

なくて、お前がいいことやったからで、自慢していいのはお前だけだよ。(第14条3項口語訳)

原文は「栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない」と、「栄典の授与」を主題として、授与されるものへの言及はない。こういう場合に、『口語訳』では「いいことやったヤツ」と授与されるものを特定し、さらに、授与したりされたりするもの以外の立場から「お前」と呼びかける。

(21) (前略) 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(第13条)

(22) (前略) でも国民も権利があるからといって、横着はすんなよ。お前に権利があるように、人様にも権利があるんだからな。(第13条口語訳)

ここでも「お前」は「横着するかもしれない国民」を牽制する呼びかけとなっている。「お前」という語からは、「国民」として話者と同等以下の立場の人々をのみ想定していると考えられる。話者がそこに含まれるかどうかは定かではないが、「横着はすんなよ」という呼びかけからは、話者が呼びかけられる人々に自分を含めてはいないように見える。

その他の項で呼びかけられる「お前」は、選挙人(投票をするもの)(第15条4項)、思想及び良心の自由を持つもの(第19条)、表現の自由を持つもの(第21条)である。

これら6項はいずれも『憲法』では、人ではなく「行為」を主題(主語)として説明を加えている。話しことばではこのような文は直訳しにくいということであろうか。しかし、「お前」「俺たち」と対者や話者を規定することにより、憲法の語りの主体や、主題としての「行為」の主体である「国民」の位置づけ(に伴う価値)は微妙にずれていくように感じられる。

4. 『口語訳』の述語形式と終助詞

4.1 述語形式のバラエティ

表2は『憲法』205文の述語部分に対応する『口語訳』205文の文末形式を整理したものである。ここでは多様に接続する文末の終助詞については一部を除いて省き、それぞれの形式の表すムードを()、ヴォイスとしての「受動」「可能」を[]で示した。なお、『口語訳』の述語形式において()のないものは、すべて「確言」である。

表2 『口語訳』の述語形式

『憲法』の述語形式	『口語訳』の述語形式 (N=名詞 V=動詞 A=形容詞) 【その他】 (合計)
V(る)/ない(確言)	V(る)/ない36 Nだ・なんだ・で20 V(ら)れる・できる [可能] 10 Vちゃだめだ(禁止) 8 Vていい(許可) 6 Vて(依頼) 5 V(命令) 4 V(ら)れる [受身] 1 【OK】 1 【よろしくね】 1 (92)
V(ら)れる/れない(確言) [受身]	V(ら)れる [受身] 11 Nだ・なんだ 6 V(る)/ない 2 Aない 2 V(ら)れる・できる [可能] 1 Vていい(許可) 1 (23)
Vことができる/ない(確言) [可能]	V(ら)れる・できる [可能] 10 Vちゃだめだ(禁止) 7 Vていい(許可) 6 V(る)/ない 4 Nだ 1 (28)
Vなければならない(当為)	Vなきゃだめだ(禁止) 10 Vて(依頼) 8 V(命令) 3 V(る)/ない 2 V(ら)れる [受身] 1 V(ら)れる [可能] 1 Aない 1 (26)
Vてはならない(当為)	Vちゃだめだ(禁止) 4 V(命令) 3 V(ら)れる [受身] 1 Vていい(許可) 1 Nだ 1 (10)
Nとする(確言)	Vてはだめだ(禁止) 3 Vて(依頼) 3 V(命令) 2 V(る)/ない 2 V(ら)れる [可能] 2 Vていい(許可) 1 Nだ 1 V(よ)う(勧誘) 1 (15)
Nである/ない(確言)	Nだ 3 V(る)/ない 1 V(ら)れる [可能] 1 Vちゃだめだ(禁止) 1 (6)
Nとなる(確言)	V(る)/ない 2 Nだ 1 (3)
Vことはない(確言)	Vて(依頼) 1 (1)
Vところによる(確言)	Vていい(許可) 1 (1)
合計	205

『憲法』の本文は、その法律文としての性格から確言(話し手が真である

と信じていることを相手に知らせたり、同意を求めたりするモード)と当為(事態の当否を述べるモード)で書かれているが、『口語訳』の述語形式では、『憲法』のほとんどの形式に対応して、命令、禁止、依頼、許可、勧誘などの相手に何らかの行動を促す形式があらわれていることがわかる(表2下線部分)。以下に行動を促すそれぞれの形式について、そのあらわれ方を見る。

4.1.1 命令

『口語訳』の命令の形式は12例あるが、3例のみが「国民」に対して、他は「国(機関)」や「事象」について言われている。しかも「国民」に向かって言う例では先にあげた第26条2項(19)や、第30条(17)のように「俺たち」という形があらわれないような文型に変換されている。また、第30条(17)の「聞け」「払え」以外の命令形にはすべて終助詞「よ」がついている。

(23) 国のお金は、国会が決めたことにしたがって使えよ。(第83条口語訳)

(24) 国がお金を使ったり借金をしたりするときは、国会でちゃんと話し合って決めろよ。(第85条口語訳)

4.1.2 禁止

『口語訳』の禁止の形式「Vちゃだめだ」23例、「Vなきゃだめだ」10例もすべて「国(機関)」「事象」または「公権力者」について言われたもので、「国民」に対して向けられたものはない。

(25) 国や公的なところは、宗教っぽい教育とか、特定の宗教に関わることを絶対にしちゃだめだよ。(第20条3項口語訳)

(26) 国会は基本的に公開でやらなきゃだめだからね。(第57条口語訳)

(27) (前略) 行政機関は裁判官にペナルティを与えちゃだめだからな。(第78条口語訳)

この場合にも「よ」「からね」などの助詞がつき、親しいものへの穏やかな語調を醸し出している。

4.1.3 依頼

『口語訳』の依頼の形式は17例あるが、すべて「Vてね」という形であらわれている。依頼の向かう先はこれも「国（機関）」か「公権力者」で「国民」に向けられたものはない。

(28) 皇室の財産をどうこうするときや、誰かにあげるときは、国会で許可をもらってからやってね。(第8条口語訳)

(29) 総理大臣やほかの大臣、国会議員、裁判官、公務員、天皇や摂政は、この憲法をきちっと守ってね。これ、義務だからな。(第99条口語訳)

第8条は「国会の議決に基かなければならない」、第99条は「義務を負ふ」というのが該当する部分の原文だが、これらを「Vてね」と訳すことにより語調が穏やかになっていると言えよう。なお、『憲法』本文の「Vてはならない（禁止）」については「Vて（依頼）」で訳したものは見られないが、それ以外には、ある条文を命令で訳すか、依頼で訳すかについては明確な基準は見られないようである。

4.1.4 許可

『口語訳』では許可もすべて「Vていいよ」という形である。許可が与えられるのは、ここでも「国（機関）」「公権力者」「事象」などの主題であるが、

(30) 選挙で誰に投票したとかは、内緒にしていよ。(第15条4項口語訳)

のように、主題は「投票」であるが、許可の与えられる先は選挙人=国民という例も見られる。なお、この項の該当部分は『憲法』原文では

(31) すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。(第15条4項)

であり、話しことばにすることにより、述語部分の主体が変わった例である。

4.1.5 勧誘

『憲法』の述語部分に対応するような「勧誘」の文は1例のみで、以下の

ようなものであった。

(32) 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。(第98条2項)

(33) 外国との約束や国際的なルールは、ちゃんと守ろうね。(第98条2項口語訳)

実際に国際法規を遵守するのは国であり為政者であろうが、話しことば化によって、より一般的な国民への呼びかけ・誘いかけの意図が強くなり、かつ語り口も穏やかになっていると言えるだろう。

4.2 終助詞のあらわれ方

文末にあらわれる終助詞は話し手から聞き手への伝達の態度を示すと言われる。書きことばとしての『憲法』本文には、もちろん終助詞は1例もあらわれない。一方、『口語訳』では90%近い文が終助詞で終わっている。表3では口語訳全271文について、どのような終助詞がついているか(いないのか)を整理した。

表3 『口語訳』の終助詞

終助詞	語形 [例] 【その他】 N = 名詞 V = 動詞 A = 形容詞	用例数 (%)
よ	V・Aよ/Nだよ/Vんだよ135 V (命令)よ17 【だめよ】1	153 (56.4)
ね	Vて/で (依頼)ね [してね] 25 (だ)から13 Nね [無罪ね] 8 Vね/Nだね6 Nでね [別の法律でね] 2 Vのね1 Vよね1 【守ろうね】1 【よろしくね】1	58 (21.4)
な	~(だ)からな16 【平等な】1 【秘密な】1 【絶対な】1 【しような】1	20 (7.4)
ぜ	Vぜ/Nだぜ3	3 (1.1)
じゃん	Aじゃん2	2 (0.7)
終助詞なし	V言い切り8 Vんだ [するんだ] 10 N言い切り [こと] 5 Nだ2 Nで [別の法律で] 4 V (命令) 3 【しよう】1 【OK】1 言いさし1	35 (12.9)

4.2.1 「よ」と「ね」

『口語訳』全文の半数以上は「よ」で終わる文である。若者の使用形式として一般的と考えられる「Vよ（するよ・しろよ）」「Aよ（いいよ）」「N/形容動詞だよ（ことだよ・きれいだよ）」「Vんだよ（するんだよ）」のようなもの（旧来的には男性専用の形式と考えられた）の出現が圧倒的だが「行かなきゃだめよ」（第63条口語訳）という1例も見られた。

一方、「ね」も20%以上と、かなり使われている。「ね」は相手も知っている想定される場合に、自分の知識と相手の知識が一致していると想定し、相手に確認する「同意要求」と、自分の知識が不確かな時にする「確認」とがあるが（益岡・田窪1992 p. 53）、憲法の場合は自分にとって不確かな知識の伝播ということはあるので、基本的にはすべての「ね」は「同意要求」ということになるだろう。法律条項の場合、相手が初めて聞くことであったとしても、内容的には常識的であったり普遍的な判断であったりすると考えられ、これらを相手も既知である想定することにより共感を得る語りかけとなると考えられる。それゆえの「ね」の選択であろう。

「ね」に関しては依頼の「Vて [して]」につくものが25例と多く、この場合「Vてよ」という形は皆無であった。相手は「国（機関）」や「公権力者」が多いが、相手の意向を無視して「～してよ」と「告げる」のではなく、穏やかに相手の同意を求め「することを勧める」というスタンスであろう。

「ね」は「～（だ）からね」の形であらわれたものも13例と多い。

(34) 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。(第54条)

(35) 衆院が解散したときは40日以内に衆院の選挙をやり直して、それからまた30日以内に議会を再開しなきゃだめだよ。大事な機関だからね。(第54条口語訳)

のように、原文にない補足説明（下線部）を加えて、念押ししたり、

(36) 国会は、国の最高機関だからね。国の法律は、国会でしかつけれないんだ。(第41条口語訳)

のように、後文の説明を導き出す形で理由を述べる文に「～（だ）からね」を使った例が多い。ただし、

- (37) 国の予算をどうするかっていうのは、先に衆院で話し合うからね。
(第60条口語訳)

のような「～（だ）からね」を含む文が単独で条文となる場合、「話し合うよ」「話し合っただね」でなく「～（だ）からね」を選択している理由ははっきりと見出すことはできない。

4.2.2 「な」「ぜ」「じゃん」

「な」や「ぜ」は「よ」や「ね」に比べ、話し手が限られるという意味で、より話しことば的な終助詞とも言えるだろう。

「な」は「～（だ）からな」の形で使われているものが16例と多い。この形で目立つのは「俺たちは～されないからな」と主題が「俺たち」で受身形のものである。

- (38) 俺たちは絶対に、奴隷みたいなひどい扱いはされないからな。(第18条口語訳)
- (39) 俺たちは裁判で、自分に都合の悪い話をするを、無理強いされないからな。(第38条口語訳)

これらは、

- (40) 公務員は、刑罰とかでエグいことすんなよ。拷問^{ごうもん}なんでもってのほかだからな。絶対な。(第36条口語訳 ルビは原文のママ)

なども合わせ、国民として不当な扱いを受けないという、「～（だ）からね」よりはさらに強い決意を示していると言えよう。また、第36条の「絶対な」や

- (41) みんな、なにを勉強するのも自由だよ。自分のしたい勉強を思いっきりしような。(第23条口語訳)

などは、「ね」よりさらに力強く相手に呼びかけ誘いかけている。「ぜ」も出現は3例のみだが、次の「前文」のように

- (42) (前略) 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、

この憲法を確定する。(前文)

- (43) また戦争みたいなひどいことを起こさないって決めて、国の主権は国民にあることを声を大にしていうぜ。それがこの憲法だ。(前文口語訳)

としたり、先にあげた第12条(11)のように、憲法の基本的な精神を示すような条項で、力強い決意を示す表現として用いられている。

「じゃん」2例は、憲法本文に対応する口語訳部分ではなく、そこに付加されたいわば、訳者の感想としての部分にあらわれている。

- (44) (前略) われらは(中略) 国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。(前文)

- (45) (前略) 名誉ある地位っていうかさ、なんかそういうの、かっこいいじゃん。(前文口語訳)

- (46) 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。(第39条)

- (47) 俺たちは、あとでできた法律で裁かれたりしないよ。あと出しジャンケンみたいじゃん。(第39条口語訳)

いかにも現代の若者らしい語調があらわれたところである。2. でも述べたが、『口語訳』の一つの特徴となっている、このように付加された訳者の述懐ともいうべき部分に、「じゃん」や「な」など、若い男性としての話者が想定されるような終助詞が使われているのは当然といえば当然だが、興味深い。

4.2.3 終助詞がつかない条文

表3に見る通り、およそ1割強の終助詞がつかない条文がある。この中で「終助詞がつかない」ことに意味が込められていると考えられるのは次の第9条の口語訳である。

- (48) 俺たちは筋と話し合いで成り立っている国どうしの平和な状態こそ大事だと思う。だから国として、武器を持って相手をおどかしたり、直接なぐったり、殺したりはしないよ。もし外国となにか

トラブルが起こったとしても、それを暴力で解決することは、もう永久にしない。戦争放棄だ。(第9条口語訳)

「筋と話し合い」「大事だ」「相手をおどかす」「直接なぐる」「殺す」などの言い方は日常的な話しことばでありながら、ここでは2文目の「しないよ」以外は終助詞抜きの「思う」「しない」「～だ」という言い切りが使われ、強さとともに、文章語的ないわば真面目な印象を与える書き方になっている。日本国憲法を代表する象徴的な条文でもあり、改憲の論点にもなっているこの条文を、あえて終助詞使用を最小限に抑えて訳したところに訳者の一つの姿勢が示されているのではないだろうか。

5. まとめ

口語訳憲法は、若い男性を話者として、年齢や社会的立場において同位以下の親しい相手に語りかける文体で書かれている。それは、「俺」や「お前」などの人称詞、くだけた「命令」「禁止」「依頼」「許可」「勧誘」など訴え型の述語形式の使用、終助詞の多用などにあらわれている。「命令」や「禁止」などは実際の日常の会話においては相手の領域に踏み込みフェイスを侵すものとして使用が抑制されると考えられるが、『口語訳』では、これらの向かう相手を公権力者・機関や行為・事情とすることによって、国民が為政者を監視するという憲法の本質を生かすような使い方をしていることがわかった。

さらにこれらは親しい同年代以下の相手に使うようなインフォーマルな形式で書かれている。それに話し手の伝達の態度を示す終助詞をつけることにより語調を強めたり、またはやわらげたりという、まさに話しことばの話法が用いられることによって、読み手にとっては親しみやすいものになっている。

一方で人称詞の使用例のように、話しことばを使うことにより、話者自身の立場を対者から切り離し、話者も国民の一人であるという立場を不明確にしてしまうような訳文があることも否めない。また原文と口語訳とで主題や主語などが変化した例も見られ、これらは憲法解釈の問題につながるわけだから、読み手としては口語訳を楽しみつつ、原文も確認するという行為は不可欠となる。『口語訳』『憲法』が単行本、文庫本ともに対訳形式で編集され

ているのも、そのような意図によるのであろう。

そもそも若い男性の語調で語ること自体が他の世代や性の読者をこの口語訳から排除してしまうという可能性もある。これも塚田の口語訳自体の問題というよりは、さまざまな位相や役割語的な要素の上に成り立つ「話しことば」文体で口語訳することの限界であるというべきだろう。その意味でも『口語訳』は単なる口語訳ではなく、『憲法』を題材とした一つの読み物として、批評しつつ楽しむべきものであるのかもしれない。

注

- (1) 憲法には条文の下位項目として「～すること」のような形で箇条書きにされた項目が第8条に10項、第73条に7項あるが、これについては本稿では検討の対象としていない。
- (2) 本稿では「提題助詞」および以下にあげる「主題」「述語の補足語」「当為」「ムード」などの用語と定義は益岡・田窪（1992）に従っている。ただし「述語の補足語」については一般的な用語としての「主語」で表すこともある。
- (3) 条番号の後につけた（数字）は用例番号を表す。以下同様である。

引用資料

- 塚田薫（2017）『増量日本国憲法を口語訳してみたら』幻冬舎文庫
塚田薫（2013）『日本国憲法を口語訳してみたら』幻冬舎

参考文献

- 益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法—改訂版—』くろしお出版

（こばやし みえこ：早稲田大学）

（2017.11.14 受理）